

平成29年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年10月5日（木）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

13番 森川 正志 27番 寺井 廣喜

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第57号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第58号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第59号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第60号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第61号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第62号 農用地利用集積計画の決定について
第63号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

報 告

第30号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第31号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆さま、こんにちは。定刻となりましたので始めます。

本日は、委員総数38名のうち、13番、森川委員、27番、寺井委員から欠席の届けがあっており、36名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） それでは皆さん、改めましてこんにちは。10月に入りまして、朝夕かなり涼しくなっております。しかし、ここに来て農地を見回しますと、虫被害がかなりあちこち出始めております。それで、消毒なんかもやっておられますけれども、やっぱり一晩で形状も変わるような状況でございます。これから始まります農作業に対しましては、非常に危惧するところがございます。

また、価格の面でも、うるち米のほうはなんとか例年並みみたいな感じですが、もち米あたりがもうものすごく下落をしておる現状でございます。何か農繁期前にあまりいい御挨拶ではございませんけれども、今後の取り組みに十分注意して頑張ってくださいと思います。

それでは、さっそく議事に入りたいと思いますが、本日は議案が議第57号より議第63号までの193件と、報告第30号より31号までの111件が提案されておりますので、慎重なる御審議よろしくお願い申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、20番、斎藤委員と、21番田上委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、さっそくでございますけれども、議事に入ります。

議第57号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、議案1ページをお願いいたします。

議第57号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定

による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。宮原と立願寺の申請人で、伊倉北方の畑157㎡外7筆、計16,263㎡を子へ一括贈与するものです。

2番、山鹿市と滑石の申請人で、溝上の田257㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

3番、横島町と津留の申請人で、下の畑553㎡を小作地の取得ということで売買するものです。

4番、三ツ川の申請人で、三ツ川の田107㎡を贈与するという申請です。

5番、岱明町の申請人で、岱明町西照寺の田484㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

6番、同じく岱明町の申請人で、岱明町西照寺の田48㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

この5番と6番は、受人が同一人で、申請地も隣接地という状況となっております。

3ページをお願いいたします。7番と8番が関連しております。7番、8番ともに岱明町の申請人で、7番の岱明町中土の畑928㎡外1筆、計1,471㎡を8番の岱明町中土の田1,238㎡外1筆、計1,687㎡と交換をするというものです。

9番、熊本市東区と岱明町の申請人で、岱明町大野下の田1,502㎡外1筆、計3,198㎡を小作地の取得としていどこへ贈与するという申請です。

10番、横島町と岱明町の申請人で、横島町横島の田709㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

11番、天水町の申請人で、天水町小天の畑970㎡外7筆、計6,245㎡を子へ一括贈与するものです。

12番、天水町の申請人で、天水町小天の田1,038㎡外1筆、計1,385㎡を子へ贈与するものです。

以上12件、合計32,407㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番より、順

次担当委員の説明をお願いいたします。

1 番からどうぞ。

○4 番（西畠めぐみ君） 4 番、西畠です。1 番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子で、ともにミカンを大きくなさってて、何も問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、2 番、どうぞ。

○7 番（井上清晴君） 7 番、井上です。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで売買でありますので、何もありませんので許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3 番、どうぞ。

○14 番（下川 安君） 14 番、下川です。

3 番については小作地の取得ということで、譲受人は米、麦、大豆、それからタバコを作られている認定農家であります。大手の農家でありますので、申請については別に問題はないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4 番、お願いします。

○17 番（高根政明君） 17 番、高根です。4 番、説明します。

107㎡一地の田です。現在はサトイモを作っていました。申請理由、贈与であります。譲渡人、高齢の一人暮らしであります。譲受人、六十有余年、昔からの耕作者であります。許可すべきものと判断するところであります。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5 番、6 番、一緒でございますので続けてどうぞ。

○19 番（中嶋昭二君） 19 番、中嶋です。5 番と6 番を説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということですが、これは5年ぐらい前から譲受人が苗床として借りてました。それで今度、譲渡人が売りたいということでこういう売買になったわけでございます。それで何も問題ないと思われまますので、許可相当だと思います。

6 番については、5 番の譲渡人と6 番の譲渡人と兄弟で、その関係で、また6

番も労力不足となって同じように5年ぐらい前から借りておられたそうです。それで譲受人は経営拡張ということで、何も問題はないと思われまます。許可相当だと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。ただいま、5番、6番の説明が終わりました。

続きまして、7、8、9、同一委員さんでございませますので、続けてお願いいたします。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。まず、7番と8番の案件について説明します。

7番と8番の譲渡人、それぞれの申請地を耕作便利で交換ということであり、下限面積もそれぞれ満たしており、何も問題なく許可相当と判断します。

次に、9番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人はいとこです。譲渡人は熊本市内に在住されており、今までずっと小作を依頼していた譲受人に贈与ということで、下限面積も問題なく許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、10番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。10番の案件について説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、この件について成立されているという電話をいただきました。それで、何も問題なく、許可相当と思えます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、12番も同一委員さんでございませますので、続けてお願いいたします。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。11番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係です。後継者である子に一括贈与するもので、特に問題はなく、許可相当と判断します。

次に、12番の案件について説明します。

これも譲渡人、譲受人は親子関係で長男に贈与するもので、問題はなく、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

ただいまの1番から12番まで、皆さんより御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

（なしの声）

御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第57号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第57号については、許可することに決定しました。

次に、議第58号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案5ページをお願いいたします。

議第58号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について、許可するものとする。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、滑石の田982㎡外1筆、計1,925㎡を労力不足と耕作便利のため、平成29年10月5日から5年間契約するものです。

以上1件、合計1,925㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。

貸人は労力不足、借人は耕作便利ということで、何も問題なく、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。この件につきまして、御意見、御質問はござ

いませんでしょうか。

(なしの声)

御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第58号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第58号については、許可することに決定しました。

次に、議第59号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(村上洋治君) 6ページをお願いいたします。

議第59号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について、許可するものとする。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町の申請人で、大浜町の田3,970㎡を経営移譲のため、平成29年10月5日から20年間契約するものです。

2番、小島の申請人で、小島の田2,910㎡を農業者年金受給のため、平成29年10月5日から10年間契約するものです。

3番、玉名郡和水町の申請人で、山部田の田4,871㎡外4筆、計11,563㎡を農業者年金受給のため、平成29年10月5日から10年間契約するものです。

7ページをお願いいたします。

4番、岱明町の申請人で、岱明町高道の田846㎡を農業者年金受給のため、平成29年10月5日から10年間契約するものです。

5番、横島町の申請人で、横島町横島の田11,271㎡を経営移譲のため、平成29年10月5日から5年間契約するものです。

6番、天水町の申請人で、天水町野部田の畑1,731㎡外13筆、計33,169㎡を農業者年金受給のため、平成29年10月5日から10年間契約するものです。

以上6件、合計63,729㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議を

お願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。
まず、1番から、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。1番の案件について説明申し上げます。

貸人と借人は親子関係であり、2人そろって農業経営をやっているところでございまして、その一部を息子のほうに経営移譲したいということです、何ら問題ないと思いますので、どうか御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。2番の案件について御説明します。

使用貸人と使用借人は親子関係で、農業者年金受給のためでございます。許可相当と判断いたします。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○16番（野澤博幸君） 16番、野澤です。3番の件について説明いたします。

農業者年金受給のための再設定ということです。親子であり、何も問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。4番の案件について説明いたします。

貸人と借人は親子関係でございます。申請目的は10年間の農業者年金受給のためということで、再設定であります。問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、5番、どうぞ。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。5番について説明いたします。

使用貸人と使用借人は親子関係で、新規就農されるため一部経営移譲ということで、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。

貸人と借人は親子で、農業者年金受給のためで、何ら問題なく許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から6番まで、担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。

確認します。さっき所有権移転で岱明町の人で交換がありましたけど、報告のほうで解約をされてます。これ、息子さんと使用貸借で年金受給の方かなと思いますけど、解約されて交換ということだと思います。ということは、この方年金受給されてるのかなと思いますので、また、こちらの使用貸借に、経営移譲の年金受給のほうに来月から上がってくるんですかね、これ、また後日。今、報告のほうで解約されとるですよ、経営移譲で息子さんかなんかと、2人ともされてると思う、103号と104号かなんかに。横山さんも小山さんもこれで解約されて、このとき年金受給受けられてたのかなと思って、そして解約されたで交換で、交換されたら、またそれで使用貸借に上がってくるのかなと思ってから、三つ関連するのかなと思って。来月かその後に出てくるんですか。

○係長（西山美和君） 事務局、西山ですけれども、実際、農業者年金、両方とも受給の方ですので、登記完了後にまた使用貸借で息子さんに貸される案件が登記後に出てきますので、またよろしく申し上げます。

○18番（取本一則君） はい、分かりました。

それと、この2番の先ほど親御さんが年金受給で5,486㎡のうちの2,900㎡をまたこの人と経営移譲されるということで、残りの2,576㎡はどこにいったのかなと思って。それと、この土地がどんなふうになどようになってるのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思いますけど。年金受給と思いますけど、この人が残りの2,576㎡を誰かに貸さなければ、この人が耕作するわけにいかないと思いましたので、ちょっと伺いました。

○議長（永田知博君） 59号の2番ですか。

○18番（取本一則君） 59号の2番です。

○議長（永田知博君） はいはい。

○係長（西山美和君） 事務局、西山ですけれども、その残りの農地は中間管理機構を通して、豊水の法人のほうに貸し付けをされる契約をされています。たぶん次回ぐらいに出てくるとは思います。この部分は自宅でハウスをされて、耕作されていま

すので、息子さんに経営移譲、この一部分耕されて、この2910㎡をまた使用貸借で貸されるという動きになると思います。よろしいですか。

○18番（取本一則君） じゃあ、次回に出てくるんですね。

○係長（西山美和君） 次回。

○18番（取本一則君） かその次。

○係長（西山美和君） その次ぐらいで、はい。

○18番（取本一則君） じゃあ、そちらのほうの集積をずっと見たけど、小島も結構あったけど、この土地だけがないものだけね。結構、中間管理機構の中での貸し借りは、この農地集積のほうで上がってきたので、ドリーム豊水かなと思って、これも普通だったら、もう早かったらこれと一緒に上がってきてると、もう一発で分かってたんですけど、ないもんだからちょっと伺いました。

以上です。分かりました。

○議長（永田知博君） はい、どうも。ほかにございませんか。

（なしの声）

それでは、ほかにも御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

議第59号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第59号については、許可することに決定しました。

次に、議第60号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案8ページをお願いいたします。

議第60号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものとする。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が天水町部田見の田1,003㎡で、転用目的は申請人が営む自動車整備業に係る32台分の自動車保管場所としての申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかにも適当な場所がないものと判断をしております。

以上1件、合計1,003㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれの不都合のないものと判断し御提案し

ております。去る10月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。この件については、始末書が添付されておりますので朗読をお願いします。

○主事（笠原大志郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） ただいま始末書が朗読されましたけれども、この1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○32番（出口京子君） 32番の出口です。

申請人は天水町部田見の方です。自動車保管場所として転用の許可を申請したいということになったんです。別に何も問題なく申請相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番について担当委員の説明が終わりました。何か御質問、御意見ございましたらどうぞ。

○3番（清田順次君） これは何年に売買は成立しとるとですか。

○主事（笠原大志郎君） 28年の11月7日付です。

○議長（永田知博君） よかですか。

○3番（清田順次君） はいはい、分かりました。

○議長（永田知博君） 12月にオクラ栽培をしとったということ。

○3番（清田順次君） 初めからこういうふうにしようと思ったらした。

○議長（永田知博君） それでは、採決に移ります。

議第60号、農地法第4条、農地の転用許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第60号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第61号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 9ページをお願いいたします。

議第61号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年10月5日

提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

1 番、申請物件が六田の田 3 6 3 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で第 3 種農地と判断しております。

2 番、申請物件が山田の畑 4 3 7 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

3 番、申請物件が築地の畑 3 0 8 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第 3 種農地と判断しております。

4 番、申請物件が大浜町の田 6 1 7 m²で、転用目的は 1 9 台分の貸駐車場としての申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

5 番、申請物件が玉名の田 3 1 4 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね 1 0 ha 以上の一団の農地内に所在する農地で、第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地は、原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

6 番、申請物件が玉名の畑 2 9 8 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない、生産性の低い農地で第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

7 番、申請物件が三ツ川の畑 2 8 8 m²で、転用目的は譲受人が経営する建築業に係る木材、外壁材、屋根材等々の資材置場としての申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

1 1 ページをお願いいたします。

8 番、申請物件が岱明町野口の田 3 1 5 m²外 1 筆、計 7 6 9 m²で、転用目的は木造 2 階建て 8 世帯分の共同住宅 1 棟としての申請です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第 3 種農地と判断しております。

9 番、申請物件が岱明町中土の畑 5 9 5 m²で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 0 番、申請物件が岱明町高道の田 2 1 1 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は概ね 1 0 ha 以上の農地内に所在する農地で、第 1 種農地と判断をしております。第 1 種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に

許可可能とするものです。

11番、申請物件が岱明町鍋の畑385㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は上下水管が埋設され、教育機関、医療機関が概ね500m以内に二つ以上ある農地で第3種農地と判断をしております。

以上、11件、合計4,585㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る10月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員さんの説明をお願いいたします。まず、1番どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番の清田です。1番の案件について説明を申し上げます。

場所は六田の公民館の西側というふうなことで、北側と東側が水田と分譲、西側と南側はもう市道が通っているということでございます。そこに個人住宅というふうなことで木造平屋の建築に伴う申請ということでございますが、現地調査まいったわけですけど、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、3番が同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人はアパート住まいで個人住宅をとということでの申請です。場所は蛇ヶ谷公園のテニスコートの南西150mぐらいのところ、玉名バイパスの北側200mぐらいです。土地は整地程度で土盛りも何もしなくて、周りを少し高くして土砂の流出を防ぐということで、家は木造平屋建てで給排水は公共の上下水道を利用、雨水は浸透枡を設置してオーバーした分は道路側溝へ接続という。南と西側が宅地で、東側が譲渡人の所有地と山林です。そして北側は農地ですが、影響を少なくするために平屋建てにしたということで、現地調査の結果、許可相当と思われま

す。続きまして、3番の案件について、これも申請人は個人住宅をとの思いのことです。場所はセルモ玉名斎場の北側、都市計画地内です。南側が市道の高さまで盛土をして、大体三、四十cmぐらいですかね。周りを少し高くして土砂の流出を防ぐというふうで、家は木造2階建てで、給排水は公共上下水道を利用、雨水は浸透枡を設置し、オーバー分は道路南側の側溝へ放流。西側は宅地、南は市道、東と北は農地ですが耕作されておらず、現地調査の結果、許可相当と思われま

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。4番の案件について説明いたします。

この土地自体が遊休農地となってる状況でございまして、また土地の周辺は住宅化が大変進んでおり、駐車場としてのニーズが大変見込まれるという地域でもあり、今後さらに利便性がよくなり、駐車場が不足することを見込まれるために駐車場としたいということでございます。その土地の有効活用を図り、少しでも遊休農地をなくすという面におきましては、大変、地域の住民に利用してもらい、駐車場として地域貢献できる場所だと思っております。それで、給排水計画ですけども、雨水に対しましては自然浸透において地下へ浸透させ、オーバー分を道路に隣接しております側溝に放流するというでございまして、表面は砂利歩道ということでやりたいということでございます。何ら問題はないと判断いたしまして、許可相当だと思っておりますので、どうか審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、6番、同一委員さんでございまして、続けてお願いいたします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。5番について説明します。

場所は玉名高等就業訓練所の北側にあたるところです。この場所は今言ったように第1種農地と判断をされていますけども、原則不許可なんですけども、集落に隣接して設置される個人住宅ということで、不許可の例外ということに当たるといふふうに思います。土地の形態はですね、北は道路、それから東と西は宅地があります。南側は農地に続いているんですけども、ブロックで仕切りをしてありまして、農地に影響はないという状況です。給水は上水道、排水は合併浄化槽で処理して、道路の側溝に排水されるという計画。雨水は地下浸透という計画になっています。

それから、6番ですけども、場所は現在建設中の玉陵小学校ですかね、すぐ側のところで教行くと住環境を考えて個人住宅をここに計画されたところ。土地の形態は西に市道、それから北と南は宅地になってます。南側はまだ畑があるんですけども、そこはブロックで仕切りをするという計画で農地には影響はないというふうに思います。給水は上水道、排水は公共の下水道ということで、雨水は薄いますを設けて道路側溝へということで、2件、現地調査の結果、問題はないというふうに思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。7番説明します。

譲受人は建築業であります。申請地は譲受人の住居屋敷と隣接する現況竹林の山であります。転用の目的として、本人事業用の建築用木材、外壁材、屋根材、建築現場への仮設のトイレ、ミニコンボ等々の露店の資材等置場として利用する計画であります。給排水施設は不要、雨水は地下浸透であります。なお、隣接地への影響はないものと判断し、許可相当と思うところであります。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。8番の案件を説明します。

場所は岱明町野口の下河原の分譲地の一画です。専大玉名高校の裏のほうになります。769㎡の土地に木造2階建ての共同住宅と15台の駐車場を計画されております。東側と北側は市道になっており、高さも同じなので、境界にはブロックを3段ぐらい設置するそうです。また、西と南はすでに宅地になっており、境界にはブロックが3段ぐらい積んでありますので、市道や隣接地に対する被害等では心配ないと思いました。また、上下水道も完備されておりますので、両方とも接続し、雨水は駐車場分の北側の道路側溝に接続するとのことですから、何の問題はなく、許可相当と思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番どうぞ。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。

申請地は岱明町浄水場の隣接地で第2種農地です。転用目的は太陽光発電施設です。譲受人は発電事業会社を経営しており、現在すでに、この浄水場の北側に発電パネルがずらりと設置されているような状況です。今回はここに隣接して発電パネルが92枚を増設するという事です。汚水、生活雑排水は発生せず、雨水は自然浸透です。申請地の周りにはすでに設置済みの発電パネルと水田で、その田の周囲は畔を作るということですので、近隣の農地への影響はないことが現地調査で確認されており、何ら問題なく、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。10番の案件について説明いたします。

ここは、譲渡人と譲受人は親子関係で、場所は国道501号線のトヨタフォークリフトの交差点より、その交差点から南のほうへ100m行ったほどのところです。ここは第1種農地なんですけど、農業用地区以外の農地ということで、この農地の区画の中に前住宅が建っていました。それを取り払ってやりまして、同じ区画の中の農地が存在しますが、その農地が住宅と駐車場を計画される段階で宅地の不足ということで農地法律での申請です。東側が上下水道と側溝がある市道があり、南側が水田、西側が譲渡人の水田、北側は住宅です。雨水は敷地内に雨水弁を設け側溝に流し、下水は市道の下水道に接続するということです。上水は以前の宅地跡に市の水道が完備されてありますので、それを使用するということです。工事については、周辺に配慮しながら行うということです。何ら問題ないものと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。11番の案件について説明します。

この農地は第3種農地で、転用面積は385㎡です。転用の目的は自己専門の住宅を建築するものです。建築面積は92.91㎡で2階建てです。給排水計画、南側を市の上下水道が完備されておりますそれを利用するということです。雨水については敷地内に雨水枡を設けて側溝へ流されます。被害防除計画は整地に使う工事はありませんが、周辺に配慮して取り掛かるということです。造成の被害防除対策として周辺への影響もなく、被害発生がないと考えられております。隣接地や道路境界にはブロックなどの工事を実施し、敷地土砂等の流出がないように配慮しますとのことです。現地調査の結果、何ら問題もなく、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から11番まで担当委員の説明が終わりました。ここで御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第61号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

全員異議がないものと認め、議第61号については、許可相当と意見決定する

ことに決定しました。

次に、議第62号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 12ページをお願いいたします。

議第62号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の13ページから14ページの総括表及び15ページから31ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が8件、11,078㎡、利用権設定が153件、806,930.30㎡、合計161件、818,008.30㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

御意見、御質問もないようでございますので、議第62号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第62号については、原案どおり決定しました。

次に、議第63号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 32ページをお願いいたします。

議第63号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。物件が田崎の畑228㎡外1筆、計812㎡で、今回、現況が山林であるとの非農地証明願の届けを受理しております。平成24年12月に施行しました農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールの際の現地確認により、再生利用

が困難と見込まれる荒廃農地、いわゆるB分類の農地として判断されたものです。
よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。耕作放棄地の農地・非農地については、いろいろと調査、あるいは皆さんと各担当で見回ったりして調査しておりますけれども、この件につきまして、何か皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第63号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断について、原案どおり非農地相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第63号については、非農地判断相当と意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第30、31号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、では33ページをお願いいたします。

報告第30号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、33ページから60ページまでの108件、合計398,080.73㎡の解約通知を受理をしております。

続きまして、61ページをお願いいたします。

報告第31号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年10月5日提出。玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は3件、合計2,225㎡の届出を受理をしております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

ただいま、30、31号について事務局より説明がございました。何か御質問

などはございませんでしょうか。はい、清田委員どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田ですけど、全く分からんもんですから質問というか、お尋ねをいたします。農地の転用許可の申請の中で地目は台帳は田と、現状は畑というふうなことで記載が何カ所かあるかと思いますが、ここで形状変更届を出した場合、転用許可の期限はあるのかどうかというふうなことです。あるとですか、どぎゃんなりますか。

○主事（笠原大志郎君） 形状変更されてからの期限ですか。

○3番（清田順次君） はい、期限。

○主事（笠原大志郎君） これが玉名市農業委員会の基準が1年1耕作を経るまでというふうに運用しています。

○3番（清田順次君） 1年経つとらんと転用はできんということですかたいね。

○主事（笠原大志郎君） そうです。

○3番（清田順次君） 先ほどの天水の場合なんかは、これは田であって現状は畑になつとるですかたいね。これは形状変更か何かしてあるんですか。

○主事（笠原大志郎君） 形状変更は出ております。

○3番（清田順次君） 出とらんとということは、階段上がったときは田だったんですか。

○主事（笠原大志郎君） いえ、形状変更届が出ております。

○3番（清田順次君） それで1年経つとるとのこと。11月書いてあって1年まだ経つとらんとばい。

○主事（笠原大志郎君） そうです。

○3番（清田順次君） て思て、ちょっと質問ばしたんですたい。1作でよかつな。

○係長（西山美和君） 形状変更は3月に出ております。

○3番（清田順次君） 3月に出とつとでしよ。それでオクラば、ほんなこて1年か1作かどっちなんですかということです。両方ともそぎゃんせないかんと。

○事務局長（村上洋治君） よかですか。事務局長、村上です。

清田委員の御指摘は非常に大事なところですよ。先ほど自動車置場の天水の件、あれは、そもそも3条許可が平成28年11月に許可が下りて、その後すぐ売買されていったかと思えます。まだ1年経つとらんとですよ、3条許可から。実はちょっと私が今度4月に来まして、ちょっと私も一週間ぐらいまで認識を間違っておりました。つまり3条許可というのは、これは耕作目的でありますので、3条許可後1年なおかつ1耕作どっちともした上で転用なり4条なり、あるいは人にまた3条で売ったりしなくてはならないものと完璧に、申し訳ないことですが、思っておりました。ところが、ちょっと実情を調べてみますと、平成21年度ぐらいまでは、その1年なおかつ1耕作の基準をあっただけなんですけども、平成22年にいろいろ

ろ検討した結果、1年の縛りを外すと、3条許可後1耕作だけすれば、後はもう5条で売っても、違う人に3条で売ってもいいよという判断が、どうもなされているようです。その後の改正の委員さんが多いと思いますので、ここは私ども事務局も含めて、ちょっと昨日、今日と改めて確認統一しとったんですけども、ここはぜひこの場で統一をしてお願いしたいと思います。極端に言えば、1耕作だけすれば1年を経なくても3条許可後よそにまた5条。

○3番（清田順次君） ちょっといいですか。じゃあ、1耕作で一番短いやつはどのくらいの期間ですか。いろいろな作物があると思うんですね。ちょっとでできるやつと、丸1年かかるやつとか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

まさに私も1週間前までの、それ以前が私も同じくその認識でいたんですが、作物によってどうでしょうかね、当然、田のコメであれば何カ月かかるでしょうけども、畑の野菜類につきましては、これは短い長いいろいろありますよね。一番短いのでとにかく作物播種して作物が植わっとれば、もうそれで耕作はできたと認められると思います。つまり、収穫までということになると、やっぱり収穫となると台風とか出てきて収穫がゼロということもありますので。

○18番（取本一則君） コメも6月田植えして10月には採れるですよ。短くて4カ月ぐらい。でもね、農業の人たちはそういうの前に肥料をやったり耕運をしたり、借りたらね、いきなりよそからAさんから借りて田植えするわけじゃなかった。やっぱりその前に耕作して肥料やったりなんかして、返すときはまた元の形にして1年したら返さないかん。やっぱりどがんあったっちゃ1年はかかるわけたい。さっきそこで言いつた二十日ダイコンなら20日で。どがんあったっちゃ、二十日ダイコンでも20日前からちっとは・・・、畑も鋤く、耕作の荒れとるとこなんかは草切をして、何回かトラクターで打ったり、耕運機で打ったり、管理機で打ったりせんとできんわけです。その前のやっぱり花の咲く時期はちょっとだけ、それが前の後先が結構いるわけだけ。やっぱり、本当だったらね、何カ月で決めたがいいよ。それだけ、もう6カ月なら6カ月、どしこならどしこで決めればね。そうじゃないと分らんもん。優柔不断ばい。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

今の取本委員の発言内容はちょうど一週間前までの私も全く同じことを考えておりました。ちょうど一週間前までに事務局と私も今おっしゃったそのままのことを事務局の職員とは話し合ったところだったんです。ただ、これはくれぐれも3条許可は耕作目的とは言うものの、1年1耕作とか3年3耕作とか、これは法的な根拠は実はありません。極端な話、不服審査とか出されたら一発で終わると思います。

ただ、現実的な農業委員会の委員会の指導、いわゆる行政指導とかそういった範疇の中で、例えば県内14市辺り1年1耕作とか、あるところは3年ぐらいじゃなかったでしょうか。そういった具体的な数字は決めておるところが多いと思います。だから、この問題はそれこそ7年間、恐らく正直、委員さん方も認識があれそうだったのという委員さんもいらっしゃるかと思います。これはまさに今おっしゃった期間の設定も、私は正直、実は取本委員と同じで必要じゃないかどうかと実は思っております。

○18番（取本一則君） ちょっといいね、こういうやつは普通の貸し借りとか何とかというやつまであるけど、普通の作りよんなはる人とは俺たちが昔事業をするときなんか、かかるときね、後はすぐもうあるけん出て行ってはいよというとも、民法上たい何カ月前から言わんと出て行かれんとか、追い出したらでけんとかといろいろあるじゃない。果実の場合はどがんとか、借人の場合はどがんとか、次の家ば探さず期間ばどしこ設けなんとか、いろいろあるけんね。だけん、その人がその農地ば我が生活のためにコメば作りよるとに、明後日、あと一週間先なったら刈ってからすぐ出て行ってはいよというとも無理な話かもしれませんが、何カ月か今言うたごと、オクラとか言いなはったけん、どしこかそこら辺りで決めれば、はっきり最低限の民法上に何カ月で決めてある、そんなくらいで見ていっとくとよかつじゃなかろうか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

ただ、実績としては7年間は1耕作のみという縛りで取り扱ってきたかと思えますので、実際、3条許可後1年も経つとらんとに、次の転用許可とか違う人の3条許可とか出したケースも何件かあるようですね、実際は。

○18番（取本一則君） それは見過ごしだったな。清田委員が気付きなはらんだっただけで。

○事務局長（村上洋治君） この取扱いは、本当難しいところで、1年なおかつ1耕作、あるいは1年または1耕作とか、その辺のとにかくどっちにしろ1年とか3年はちょっとどうでしょうかね、長いような気がしますけど。1年という規定を作りたいところなんですけども、そういった7年間の実績はありますね、1年を考えてこなかった。だから、こういった取り扱いをころころと言いますか、ころころ変えてしまうと、やはり申請者の側にはかなりちょっと負担は出てくるのではないかとも思います。あれ、この前は1耕作でよかったろが、あれいつから変わったつかとか、そういった話が出てこないとも限らないとは思いますが。

以上です。

○議長（永田知博君） ただいまいろいろ御意見、御質問が出ておりましたけれども、

その辺のいろいろ考えようによっては、それじゃあ、ある程度余裕きかして見逃していいか、そういう感じも受けんでもないですけども、そこには22年度よりの指導があったようでございますので、今のところはそういうふうな感じでいったほうがいいのではないのでしょうか。そういうところでもよろしいのでしょうか。

○18番（取本一則君） そうすると、天水の件は、じゃあ3月形状変更されとるけん、どういふことになるんですか。

○議長（永田知博君） 60号の1番ですか。

○18番（取本一則君） そうです。3月に形状変更されとる。

○議長（永田知博君） これさっきの。これは28年11月7日に許可が下りて、12月20日、オクラ栽培をしましたということだったんですけども、収穫までいったかいなか、その辺は。

○18番（取本一則君） さっき3月で、形状変更したと聞いたんですよ。

○主事（笠原大志郎君） 収穫のほうがちよっとうまくいかなかったというふう聞いております。

○18番（取本一則君） そらほんなことか。

○主事（笠原大志郎君） 3月に形状変更が出てまして、6月にトウモロコシを、それとオクラを植えられたそうです。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

これ、参考までに地元委員さんはもう御存じかと思えますけども、ここは1,003㎡の面積のうち無断転用と言いますか、駐車場にしバラス等を砂利を入れてあるのは全体の70%ほどですかね、7畝ぐらい。残りの3畝ぐらいは依然として農地のままあっておまして、その残りの3畝の端っこのほうに、確かオクラを一昨日、現在も1列か2列ぐらい植えておられるというような状況です。

以上、参考まで。

○議長（永田知博君） そういうことでよろしいでしょうか。

○18番（取本一則君） よかよか。あとは清田委員よかですか、ここで。

○議長（永田知博君） 清田委員、それでよかですか。

○3番（清田順次君） 先ほどの決裁はできとるけん。

○18番（取本一則君） 私も分かってから言いよるとたいな。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） それでは、本日本日予定しておりました議案審議の報告を終わりたいと思いますので、その他に移りますけども、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（村上洋治君） すみません、事務局長、村上です。

今日、お配りしておりました資料を読み上げます。まず左上をホチキスでとめております農地の権利取得による下限面積要件。この資料をちょっと御覧いただきたいと思います。実は先だってから、例の3条の50aの要件を下げるお話について私が出しておりますが、改めてここにその3枚ものの資料にポイントを載せております。一応、念のためちょっと眺めてみたいと思います。今から。

まず、農地の権利取得による下限面積要件という横向きの書きものですが、まづもって、もう改めて念のため、この3条の許可要件は経営面積が3条申請の取得後50a以上にならないといけない。ここが左の3分の1ぐらいのところと原則ということで書いてございます。北海道はちなみに2ha以上にならないといけない。これを平成21年度での農地法の改正によりまして、今新規参入とか耕作放棄地の解消とかということで、どんどん50a経営面積にならない小さい経営面積の人でも、どんどん取得を進めましょうという動きがずっとここ数年ありまして、この50を下げると、40とか30に下げるという自治体が、農業委員会が、これは全国でも半分以上超えて、6割ぐらいあるというような状況です。その1枚目の右のほうの矢印に特例ということで、農地法施行規則第17条ということで書いております。どういう場合に下げられるかというのが、そこに第1項で平均規模が小さい地域、これがまづ下げられます40とか30に。あと第2項で、そもそも担い手が不足している地域、これも下げられるということです。詳しい説明がそこに①から②、③、これらを条件として農業委員会で下げるように決めてもよろしいですよということです。ちょっと時間がかかりますけども、ここ大事なことなのでちょっと見てみます。まず第1項の、そもそもその市町村の平均経営の規模が小さい地域、この場合は自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一の区域についてという、まづ縛りがあります。これは正直言って、私が思うのは玉名市の場合これは当てはまらないと判断します。つまり月瀬、石貫、三ツ川と果たして横島の自然条件が一緒かという、これは明らかに違いますので、これはまづ、この条件には引っかからない。つまり逆に言うと、月瀬、石貫、三ツ川だけに設定してもいいということです。考え方は、その区域内のどこの、石貫だけとか、極端な話、築山だけとか40にされても結構ということです。②のところ、下げた区域の下げた面積、別段の面積、例えば30に下げましたと、下げた場合、例えば石貫地区を30aに下げましたというときに、その石貫地区において30a未満の農地を営んでいる農家が、少なくとも40%はおらんといかんという縛りがあります。ちょっと難しいですけども。③番目のところで、10a以上の面積で設定してくださいと。40とか30とか20とか、最低でも10でしてください。これが1項の考え方。

下の2項というのは、担い手が不足している地域というのは、今のと考え方が

違ってきました、とにかく遊休農地がある程度あって、新規就農の受け入れも必要だと、この場合は、一番下の③に書いてあるとおり、10a未満でも結構ですということ。ただし、そこに②に3行ぐらい書いてありますけども、10a未満とかなったら、もうどんな人でも新規就農で経営面積が5aだの6aだのそういう人も入ってきますので、そういう小規模農家の増加により、その区域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすときはだめですよ。そういう小さい5aとか6aとかの農家の人がじゃんじゃん入ってきても、その農地の総合的な利用に支障を及ぼさないとその農業委員会が認めるなら、それは5aにしてよかですよという考え方です。

以上、1項と2項の考え方があるというところで、この3枚目をちょっと開けていただきます。先ほど、全国的に見れば6割以上が下限面積を緩和していると申しましたが、この資料は熊本県内のデータです。今年の4月1日現在の下げたところの一覧です。上から見れば、荒尾、玉東、和水、こういったのは、先ほどの2項の担い手がそもそも不足してる、それだけの理由で30aに下げています。逆に1項を適用しているところが、例えば下のほうですね、下から5番目、6番目とかの五木村とか、これは全域、どこどこ地区だけということじゃなくて五木村全域を、そもそも経営面積がうちの村は少ないんだという理屈で10aまで引き下げています。もう農地がほとんどないところ、ほとんど山林とかそういうところなんですよ。あと、その下の山江村というのも恐らく全域で30aに引き下げていますけども、山江村のほうは、いやいやうちの経営面積はそんなに少なくない、ただ単に耕作放棄地の解消のために新規参入とか、小規模農家の参入も必要なんだよという、2項の考え方で30aとしております。いろいろな考え方がありまして、例えば上から4番目の山鹿市、これなんかは農用地区域内か外かというすみ分けで考えております。農用地区域外の3条許可申請があったときは取得後10a以上なれば許可しますという考え方ですね。これだけ下限面積を緩和しておりまして、逆に、県内の市で言いますと、熊本市と阿蘇市、合志市、あと本市、これだけはいまだに50aの適用を堅持しているというような状況です。これが今日またこの場で結論を出すわけではございませんで、また持ち帰られても、各委員におかれては、十分御検討のほどをお願いしたいと思います。ただ、ここでもう、もし下げるとなれば、その分周知期間が必要ですので、例えば年度替わりの4月1日からもし下げるといふことであれば、数カ月間の告示に始まって周知期間が必要ですので、この結論はぜひ12月5日の総会ごろに下げるか下げないか、下げるとすれば1項を適用か、あるいは2項を適用か、そして、そもそも何aに下げるのか決定したいと思います。よろしいでしょうか。今の段階で非常に分かりにくいところもありましたけども、

御質問とか御意見とかもし。

○17番（高根政明君） ちょっと局長よかね。ちょっと局長が言われたことだろうばってんが、この中に、ほかに資料あるよな。何市か。これ10市ぐらい載っとるわけで、14市ぐらいあるけんで、熊本市、山鹿市、阿蘇市、合志市は先ほど言われたごた50aということかな。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

熊本市、玉名市、合志市、阿蘇市です。

○17番（高根政明君） 熊本市、山鹿市、阿蘇市、合志市、玉名市が50aと。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

山鹿は引き下げております。農用地区域外の。

○17番（高根政明君） ああ、分かった、分かった。それと、町村も30か31かあると思うばってんが、そこは載っとらんばってんが、載っとらんところも50aね。全部は載っとらんやろ、県内の町村が。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

そこは50aで間違いないです。

○17番（高根政明君） これだけ見っとしゃがなんかね。50aはなかとはこっちさんでおるとたいな。分かりました。

○5番（赤松繁之君） すみません、築山の50aで引き下げるていうても、50a未満で生活できるとていう話もあるとすたいね。だけん、それで引き下げるべきじゃなからうという話なんですよ。生活できるならば、何のため農業者やるという話になるです。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

まさにおっしゃるとおりです。そもそも農地法が50aとしておるのは、今おっしゃった理由によるものだと思います。

○35番（中村 亘君） よかね、今ちょっと、50a下げれば生活はできんという話でしたが、今は兼業が多かっですよ。だけん、農業だけで生きようというとなら5反とか1町とか必要ばってん、2、3反でちょっと時間があるとき農業でもしようかという人が今そうな増えとるですけんね。そこは慎重にやっぱり検討したほうがよかと思いますけど。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

もうこの2項の論点が今のお二方の委員で集約されたかだと思います。50aなかと農業経営とは言わんという一方で、まさに今おっしゃったとおりの反対論もあります。そもそも施設園芸とかに目を向けてみますと、逆にもう50aなくても40aビニールハウスを作れば十分経営とか成り立っていくと、そういった考え方も

ありますね。

以上です。

○35番（中村 亘君） もう一つよかですか。私たちのほうの山間ですね、ミカン畑になるとですけん、機械化も進んで大型農業でやる人は平地でスピードスプレーヤーですとかああいうので消毒するけん、滑らかなところは刈ったなんかして、そこにセイキができるわけですね、でも急傾斜とかなんとかもう2、3反あるところは全部切り捨ててもう放棄しとるとがいっぱい出てきよるわけですたい。だけん私は2反でん、3反でん下げたほうがいいんじゃないかということです。

○事務局長（村上洋治君） すみません、村上です。

ちょっと説明が、すみません、一つ忘れておりました。先ほど、1項のほうの適用した場合、すなわち玉名市の平均面積はそもそも少ないから下げましょうと、あるいは玉名市全体としてはとても一つの同じ自然的条件とは言えないので、例えば石貫だけ下げましょうとか、そういうこともできるんですけども、その場合、先ほどの1枚目の1項の平均規模が小さい地域というところの②、ここがちょっと一つ大事なところですよ。当該区域、下げる区域内において、30aなら30a、その未満の農地を耕作している者の数が4割以上せめていないとその数字には下げられないと言いましたけども、この2枚目の横書きのこの表ですね、ここに2015年農林業センサスのデータを載せております。例えばこの30a未満の農家の割合がその中ほどにずっと載っておりますけども、これ見た限りで一番下の横島とか、先ほどの天水町、これは例えば30a未満の割合なんてのは、もうわずかなものなんですよね。横島で15.7、天水でも14とか18とか、30a未満の小規模の農家の割合が逆に高いところが梅林、小田、月瀬、築山、この辺りですね。例えば先ほど石貫地区だけ下げたらとかという例を言いましたけども、早い話がこのオレンジ色と言いますか、茶色の部分のところしか逆に言うと下げられないという、これが40%以上の数値を茶色で塗っておりますので、例えばもし30aに下げようということであれば、玉名町、築山、滑石、梅林、小田、月瀬、石貫、三ツ川、睦合、これだけしか下げられないというところですよ。

以上です。

○18番（取本一則君） それは1項を適用した場合でしょ。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

あくまでも1項を適用した場合。だから現実問題としてはどうでしょうかね、2項の適用のほう先ほどの他市の事例でも多いような感じはします。

○18番（取本一則君） 今、30は3反ぐらいのが石貫とか山間部が多いじゃないですか、あと何年かすると、それはごそっと減ってからふとか農家が増えてくるかも

しれん。その3反ぐらい作りよる人が全部辞めてしまうわけよ、もう。山つき辺りは。もうほそぼそと山つき辺りはしよらすわけたい、山出らんで。その人たちが80歳ぐらいしたらもう辞めらすけん。そうすつとしゃが、よそから来て今認定農業者だろ石貫辺りも今日も稲刈りばしよらす。そういう人たちはそこら辺りしか作らっさんけん。この3年間ぐらい誰もせんごとなつとるとたい。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

ということは、先を考えた場合はこの50aをそのまましたほうが。

○18番（取本一則君） いやいや、ほうけんね、さっき言いなつたごつ、5反なかれんなら所有権移転とか貸し借りばいろいろできんけんが言うばつてん、ちょっとした野菜作ったりなんかしたいなというごた者のおりはするわけたいね。若い世代でもね。奥さんたちとちょっとジャガイモ作ったり何作ったり。ばつてん、そういうのがちょっと下がればやっぱり、さっき言うた勤めながらでもちょっとする人がおりはせんかなと。つまり、ちょっとするにはあんまり広いところではできないじゃないですか。あがん横島とかあがんとこ横にちょこつと。だけん山つきさんちよつと来てもらうと、ちょうどねよかつだけん。日曜百姓なんかすればね。そがんとば逆に、よくテレビ辺り見るとしゃが、中山間地域に若手の人たちがしよんなる人おんなはるでしょうが。ああいう人たちは貸し借りはせずどこかの人のば作りよんなるとなあれな。聞じゃなかかもしれんばつてん、この農業委員会通しなし。よくテレビ辺りであるど。だから本当だったらそういう人たちに、入ってもろたが一番いいけど。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

ということは、つまりこの2項のほうを適用して40なり30なりに下げたらどうかという御意見ですね。

○18番（取本一則君） それで、地域でもよかつたいな。中山間地域辺り。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

まさに、この辺りの議論として、今月、来月辺りまた議論を通じて12月の総会辺りで決定はいたしたいと思います。

○18番（取本一則君） 分かりました。そんならね、また12月辺りでこういうただ話さないかんでしょ。だけん、3区なら3区、2区なら2区とかやっぱりあるじゃないですか。そこら辺りで、石貫、梅林、三ツ川、そこら辺りどがんとするなとかいうとも、大浜地区辺りとうちで状況の違うけん、一番やっぱりこの話が出てくるとは中山間地域の山つきだんな。だけん、本当だったら、うちうちでどがんとするて話せなんだろな。いきなり12月決まらん。

○議長（永田知博君） 今、意見が出てるのはもう全部御無理ごもっともな話ばかりで

すけれども、さっき、赤松さんのほうから出とった、5反以下で農業として成り立っていか、飯が食えるかということも、これは本当にそうですからね。もう米作くらいなら絶対だめですもんね。施設園芸でもすれば、それは上手になればですよ、最初からいい商品を取れるというあれもないけんですね。今度は中村さんのほうから出とった、あれもやっぱり確かにそうなんですよ。それで、例えばですよ、非農家の人が定年退職して、まだ10年、20年すぐ家の近くに8畝ぐらいの農地があるて、それで荒れとるけん、これば買えるなら畑にして自分で野菜でも作るて、そうすと耕作放棄地というか、荒れ地なんかもやっぱり少しずつでも減りはせんかと、そういう見方もあるわけですね。それで、そういう場合はなるべく、もう3反以上とか5反以上とかにとらわれず、なんとか耕作してもらえたほうがいいなという考えもあるわけですたいね。その辺をどういうふうに下限面積をピシッとアンダーラインを引いたほうがいいのか、その辺はまだまだ煮詰めていって努力すればいい方法が出ると思いたすがね。

○3番（清田順次君） ちょっと一つよかですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） 前回だったか、宮崎の延岡に研修に行ったことがあるですたいね。このとき延岡では旭化成のというごた退職をした人たちの、こういう人が就農というふうな意味の中で20aに下限がなとったかなと、今ふと思出したです。あんまり昔のことだけけんね、僕も頭があれだけんろ覚えだけんですね。たぶんそげんとは思いたす。以上です。

○議長（永田知博君） それじゃあ、下限面積の件はもう一応これで打ち切りまして、次長のほうから何か連絡を。

○次長（小山 博君） 事務局次長、小山です。今日、配付ということで資料を1枚配っておりましたので説明します。

1番のうねん9月号、それと2番目の農業委員活動記録簿です。

次に、3番の・・・お願いというふうになりますけど、平成29年度の農地の利用状況調査、農地パトロールの実施についてお願いで配っております。現地の調査期間を今日から2カ月間の期間を置いておりますので、調査方法としては、そこにカラーで青、黄色、赤とマークがしてあります。ここに書いてあるとおりですけど、前回調査はAだったから、今回は耕作指定農地は青、同じく、前はここに書いてあるとおりですけど、今回も耕作される方がA判定になとられる場合は黄色、それと前は何とかA判定だったけど、もう山林化しとるとなとったという場合は赤色で、今日はもうこの資料だけですけど、ページをめくっていただいて、次はスケジュールですけど、全体的なスケジュールの中にこのグリーンの緑色のと

ころは委員さんに協力していただく、今日から10月5日から12月5日までの2カ月間の現地調査ということで、この結果が農地の利用意向調査へつながっていくこととなります。

それと、もう1枚めくっていただきますと、今回の調査の担当区域をですね、この紙のとおり、両面印刷になってますけど、12班まで分けております。裏面まで12班まであります。それぞれに図面と、今回、それぞれの範囲の全区画ということではなくて、事務局、私のほうで2区画ないし3区画ということで抽出をしました。その図面番号がですね、右のほうにここに書いておりますけど、それと、図面そのもの見取り図・そのもの1枚付けてありますので、受け持ち範囲の番号とその全地区はどこを指しているということで確認をお願いします。

それと、その図面そのものを前回までの調査で変わっているところを今最初にお示ししましたけども、色分けしてありますけど、すでに地図には前回調査でのグリーンだったり、もちろん耕作されるときは真っ白のままですけど、そういうマーカーを付けられていますので、そこから変化が出た場合は、これを色分けのシールを用意しております。今日、後ろの机に班割しているところのそれぞれにバッグに図面を入れて用意しておりますので、その中にこのようなマーキングのシール、それと、あとこの色のカラーマーカーですよ、それらを持って印をつけていただくという作業になります。それから今回抽出の図面を準備したんですけど、持ち帰られるとどうしてもちょっと、また問題があったら私小山が担当ですので、また連絡してください。すぐに対応しますのでよろしくをお願いします。それでは、今日帰りにはそこに班分けしている袋から、それぞれ1袋ずつ班名と地区名を書いた資料を紙の袋に入れておりますので、今日お持ち帰りしていただいて、12月5日の総会時に提出をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、先ほど4番目の下限面積の設定については、もう最初に説明したとおりです。

続きまして、下半分のお知らせです。農業委員会の忘年会を次の次の総会、12月総会開催日になりますけれど、総会を通常どおり14時開始のその終了後予定しております。12月5日総会日の17時半より会場はホテルしらさぎのほうで計画しておりますので、お知らせします。

併せて、もう一つお知らせですけど、何年かよく行われておりました認定農業者の意見交換会ということで、最近では平成26年度に1回実施されておりましたが、その後、開催されておられません。それで今年度はぜひ各市町で意見交換会をお願いしますということが、熊本県のほうからありました。それで、少し議題性になると御承知のとおり、来年度の改選があります。そのとき、この前の19人と農業委員

の次回の新しい委員定数ですね、過半数は認定農業者をという制定されましたので、その方々も当然議題として今考えておりますので、そのようなことが内容になると思いますけど、年明けまして、平成30年1月25日16時より、司ロイヤルホテルで開始して、その後、懇親会を今のところ計画しておりますのでよろしく願いいたします。

以上、事務局からお知らせでした。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、長時間にわたりまして、慎重なる御審議ありがとうございました。

これをもちまして、第10回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時42分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年10月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 斎藤 潔公

農 業 委 員 田上 一